| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | （福祉型障害児入所施設） |
| **第1　基本方針（札幌市児童福祉法施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則 | ⑴　入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他サービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供しているか。この場合において、指定入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。 | 第86条第1項 | ・入所支援計画・移行支援計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑵　指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。 | 第86条第2項 |  |
| 適・否 | ⑶　地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設においてサービスを提供する者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第86条第3項 | ・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。 | 第86条第4項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑸　指定入所支援の事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受けていないか、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行っているか。 | 第86条第5項 |  |
| **第2　人員に関する基準（札幌市児童福祉法施行条例）** |
| 適・否 | 1 管理者 | ⑴　管理者を置いているか。 | 第87条第1項 | ・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類・利用者等に関する書類 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、専らその者が勤務する指定福祉型障害児入所施設の職務に従事しているか。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合においては、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の施設、事業所等の職務に従事することができる。 | 第87条第2項 |
| 適・否 | 2 嘱託医 | 　嘱託医は1以上となっているか。 | 第87条第3項第1号 |
| 適・否 | 3 看護職員 | 　次の①又は②に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。　①　主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設　　　　　　おおむね障害児の数を20で除して得た数以上　②　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　　　　　 1以上 | 第87条第3項第2号 |
| 適・否 | 4 児童指導員及び保育士 | ⑴　児童指導員及び保育士の総数は、次の①から③までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数となっているか。①　主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設おおむね障害児の数を4で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)②　主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設おおむね障害児の数を4で除して得た数（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上）③　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　　 おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上 | 第87条第3項第3号ア |
| 適・否 | ⑵　児童指導員は1以上となっているか。 | 第87条第3項第3号イ |
| 適・否 | ⑶　保育士は1以上となっているか。 | 第87条第3項第3号ウ |
| 適・否 | 5 栄養士 | 　栄養士は1以上となっているか。　ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては置かないことができる。 | 第87条第3項第4号 |
| 適・否 | 6 調理員 | 　調理員は1以上となっているか。　ただし、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては置かないことができる。 | 第87条第3項第5号 |
| 適・否 | 7 児童発達支援管理責任者 | 　児童発達支援管理責任者は1以上となっているか。 | 第87条第3項第6号 |
| 適・否 | 8 医師 | 　主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を置いているか。 | 第87条第4項 |
| 適・否 | 9 心理指導担当職員 | 　心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を置いているか。 |
| 適・否 | 10 職業指導員 | 　指定福祉型障害児入所施設において職業指導を行う場合には職業指導員を置いているか。 |
| 適・否 | 11 専従 | 　3から10までの従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。　ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 | 第87条第5項 |
| **第3　設備に関する基準(札幌市児童福祉法施行条例)** |
| 適・否 | 1 設備 | ⑴　居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けているか。ただし、30人未満の障害児を入所させている指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにおいては医務室を、30人未満の障害児を入所させている指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにおいては医務室及び静養室を設けないことができる。 | 第88条第1項 | ・施設の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　次の①から④までに掲げる当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①から④までに定める設備を設けているか。①　主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）②　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備③　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備④　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 | 第88条第2項 |
| 適・否 | 2 居室 | ①　1室の定員は、4人以下となっているか。②　障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上となっているか。③　①及び②にかかわらず、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上となっているか。④　入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にしているか。 | 第88条第3項 |
| 適・否 | 3 階段 | 　主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の階段の傾斜は、緩やかなものとなっているか。 | 第88条第4項 |
| 適・否 | 4 専用 | 　1及び2に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものとなっているか。　ただし、障害児の支援に支障がない場合は、1及び2に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼用することができる。 | 第88条第5項 |
| **第4　運営に関する基準（札幌市児童福祉法施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該申込みを行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。　　運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第89条第1項 | ・利用申込書・申込時の説明書類・同意に係る記録・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容　経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定入所支援の内容、入所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第89条第2項 |
| 適・否 | 2 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。 | 第90条 | ・利用申込受付簿・施設利用待機者名簿 |
| 適・否 | 3 あっせん、調整及び要請に対する協力 | 　児童福祉法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について本市が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。 | 第91条 | ・入所児童に関する書類・あっせん、調整及び要請に関する記録 |
| 適・否 | 4 サービス提供困難時の対応 | 　利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第92条 | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 5 受給資格の確認 | 　指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。 | 第93条 | ・受給者証写し |
| 適・否 | 6 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第94条第1項 | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第94条第2項 | ・入所児童に関する書類・援助等の記録 |
| 適・否 | 7 心身の状況等の把握 | 　指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第95条 | ・入所児童に関する記録 |
| 適・否 | 8 居住地の変更が見込まれる者への対応 | 　入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに本市に連絡しているか。 | 第96条 | ・居住地変更に関する連絡等の記録 |
| 適・否 | 9 入退所の記録の記載等 | ⑴　入所給付決定に係る障害児の入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「入所受給者証記載事項」という。）を、当該障害児に係る入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。 | 第97条第1項 | ・受給者証写し・入退所報告書 |
| 適・否 | ⑵　入所受給者証記載事項を遅滞なく本市に報告しているか。 | 第97条第2項 |
| 適・否 | ⑶　入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、その旨を速やかに本市に報告しているか。 | 第97条第3項 | ・本市への報告に関する記録 |
| 適・否 | 10 サービスの提供の記録 | ⑴　指定入所支援を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | 第98条第1項 | ・サービス提供実績記録簿・指定入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴による記録を行うときは、指定入所支援を提供したことについて、入所給付決定保護者から確認を受けているか。 | 第98条第2項 | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 11 入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | ⑴　その使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、入所給付決定保護者に支払を求めることが適当である金銭に限り、当該入所給付決定保護者に対し支払を求めているか。 | 第99条第1項 | ・運営規程・領収書控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について、書面によって明らかにするとともに、当該入所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得ているか。ただし、12の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第99条第2項 | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 12 入所利用者負担額の受領 | ⑴　指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。 | 第100条第1項 | ・利用者負担額請求書・領収書控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けているか。 | 第100条第2項 |  |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵に規定する額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各項目に掲げる費用の支払を入所給付決定保護者から受けているか。①　食事の提供に要する費用及び光熱水費 　　※　特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（児童福祉法第24条の7第2項において準用する第24条の3第8項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定障害者に代わり当該福祉型障害児入所施設の設置者に支払われた場合は児童福祉法施行令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。②　日用品費③　①及び②に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものまた、①に掲げる費用については、こども家庭庁長官の定めるところによっているか。　 ※　「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」（平成24年3月30日厚生労働省告示第231号） | 第100条第3項及び第4項 | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | ⑷　⑴から⑶までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った入所給付決定保護者に対し交付しているか。 | 第100条第5項 | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑸　⑶の規定によりその費用の支払を受けることができる指定入所支援の提供に当たっては、当該指定入所支援の内容及び費用について、あらかじめ、入所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得ているか。 | 第100条第6項 | ・同意に関する書類等・説明書類 |
| 適・否 | 13 入所利用者負担額に係る管理 | 　入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設において提供される指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等において提供される指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（以下「入所利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。　この場合において、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、入所給付決定保護者及び当該他の指定障害児入所施設等に通知しているか。 | 第101条 | ・利用者負担額合計額の算定書類・本市に対する報告の控え・支給決定保護者及び他の指定障害児入所施設等に対する通知の控え |
| 適・否 | 14 障害児入所給付費等の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しているか。 | 第102条第1条 | ・入所給付決定保護者に対する通知の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。 | 第102条第2条 | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 15 指定入所支援の取扱方針 | ⑴　入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第103条第1項 | ・入所支援計画・移行支援計画・指定入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めているか。 | 第103条第2項 |
| 適・否 | ⑶　障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 | 第103条第3項 |
| 適・否 | ⑷　指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第103条第4項 | ・説明書類 |
| 適・否 | ⑸　その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第103条第5項 | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 16 入所支援計画の作成等 | ⑴　管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第104条第1項 | ・入所支援計画 |
| 適・否 | ⑵　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じた、入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第104条第2項 | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑶　児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第104条第3項 | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | ⑷　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。 | 第104条第4項 | ・入所支援計画の原案 |
| 適・否 | ⑸　児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、⑷に規定する入所支援計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第104条第5項 | ・会議録等 |
| 適・否 | ⑹　児童発達支援管理責任者は、⑷に規定する入所支援計画の原案の内容について、入所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得ているか。 | 第104条第6項 | ・説明書類・同意の文書 |
| 適・否 | ⑺　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成したときは、入所給付決定保護者に、当該入所支援計画を記載した書面を交付しているか。 | 第104条第7項 | ・入所給付決定保護者等への交付の記録 |
| 適・否 | ⑻　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画について、実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児に係る解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第104条第8項 | ・入所支援計画・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑼　児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第104条第9項 | ・面接の記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑽　入所支援計画に変更のあった場合は、⑵から⑺までに準じて取扱っているか。 | 第104条第10項 | 　 |
| 適・否 | 17　移行支援計画の作成等 | ⑴　管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第104条の2第1項 | ・移行支援計画 |
| 適・否 | ⑵　児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしているか。 | 第104条の2第2項 | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑶　児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第104条の2第5項（第104条第3項準用） | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | ⑷　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しているか。 | 第104条の2第3項 | ・移行支援計画の原案 |
| 適・否 | ⑸　児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、⑷に規定する移行支援計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第104条の2第5項（第104条第5項準用） | ・会議録等 |
| 適・否 | ⑹　児童発達支援管理責任者は、⑷に規定する移行支援計画の原案の内容について、入所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得ているか。 | 第104条の2第5項（第104条第6項準用） | ・説明書類・同意の文書 |
| 適・否 | ⑺　児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成したときは、入所給付決定保護者に、当該移行支援計画を記載した書面を交付しているか。 | 第104条の2第5項（第104条第7項準用） | ・入所給付決定保護者への交付の記録 |
| 適・否 | ⑻ 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。 | 第104条の2第4項 | ・移行支援計画・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑼　児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第104条の2第6項（第104条第9項準用） | ・面接の記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑽　移行支援計画に変更のあった場合は、⑵から⑺までに準じて取扱っているか。 | 第104条の2第6項 |  |
| 適・否 | 18 児童発達支援管理責任者の責務 | ⑴　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画及び移行支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　以下19に規定する検討及び必要な援助並びに以下20に規定する相談及び援助を行うこと。②　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | 第105条第1項 | ・組織図・業務分担表・職員会議録・指定入所支援の提供に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。 | 第105条第2項 | ・指定入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 19 検討等 | 　障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。 | 第106条 | ・検討の記録・相談、助言、紹介等の記録 |
| 適・否 | 20 相談及び援助 | 　常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、障害児又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第107条 | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 21 支援 | ⑴　障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。 | 第108条第1項 | ・指定入所支援の提供に関する書類・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。 | 第108条第2項 |
| 適・否 | ⑶　障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。 | 第108条第3項 |
| 適・否 | ⑷　常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。 | 第108条第4項 |
| 適・否 | ⑸　障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。 | 第108条第5項 |
| 適・否 | 22 食事 | ⑴　障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。 | 第109条第1項 | ・献立表・食事の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　食事は、⑴の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及びし好を考慮したものとなっているか。 | 第109条第2項 |
| 適・否 | ⑶　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 第109条第3項 |
| 適・否 | ⑷　障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 | 第109条第4項 |
| 適・否 | 23 その他のサービスの提供 | ⑴　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。 | 第110条第1項 | ・行事予定表・指定入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。 | 第110条第2項 | ・同意に関する書類 |
| 適・否 | ⑶　常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 第110条第3項 | ・面会記録等・家族への連絡に関する記録 |
| 適・否 | 24 健康管理 | ⑴　常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定による健康診断に準じて行っているか。　　ただし、次の①及び②に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ①及び②に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、入所時の健康診断又は定期診断若しくは臨時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、①及び②に掲げる健康診断の結果を把握しているか。①　児童相談所又は医療機関における入所前の健康診断：入所開始時の健康診断②　障害児が通学する学校における健康診断：定期健康診断又は臨時の健康診断 | 第111条第1項及び第2項 | ・指定入所支援の提供に関する記録・健康診断の実施に関する記録及び結果・児童相談所若しくは医療機関又は学校における健康診断に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。 | 第111条第3項 | ・従業者の健康診断に関する記録及び結果 |
| 適・否 | 25 緊急時等の対応 | 現に指定入所支援の提供を行っている時に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第112条 | ・指定入所支援の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル |
| 適・否 | 26 障害児の入院期間中の取扱い | 　障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。 | 第113条 | ・診断書等・相談等に関する記録 |
| 適・否 | 27 給付金として支払を受けた金銭の管理 | 　当該指定福祉型障害児入所施設の障害児に係る「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金」（平成24年3月31日厚労省告示第305号）（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。①　当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下、「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。②　障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。③　障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。④　当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。 | 第114条 | ・給付金に関する諸帳簿・預貯金の通帳・金銭管理に関する記録 |
| 適・否 | 28 入所給付決定保護者に関する本市への通知 | 　指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。 | 第115条 | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 29 管理者による管理等 | ⑴　管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第116条第1項 | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の従業者に、札幌市児童福祉法施行条例第3章第4節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第116条第2項 |
| 適・否 | 30 運営規程 | 　次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。　①　施設の目的及び運営の方針　②　従業者の職種、員数及び職務の内容　③　入所定員　④　指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額　⑤　施設の利用に当たっての留意事項　⑥　緊急時等における対応方法　⑦　非常災害対策　⑧　主として入所させる障害児の障害の種類　⑨　虐待の防止のための措置に関する事項　　・　虐待防止委員会の設置等に関すること　　・　虐待防止に関する担当者の設置　　・　苦情解決体制の整備　　・　従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施等　⑩　その他施設の運営に関する重要事項 | 第117条 | ・運営規程 |
| 適・否 | 31 勤務体制の確保等 | ⑴　障害児に対し、適切な指定入所支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第118条第1項 | ・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 第118条第2項 | ・勤務表・出勤状況に関する書類・雇用契約書・辞令書・賃金台帳・委託契約書 |
| 適・否 | ⑶　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第118条第3項 | ・研修計画・研修会資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書 |
| 適・否 | ⑷　適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第118条第4項 | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録 |
| 適・否 | 32 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第118条の2第1項 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施記録・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に2回以上）に実施しているか。 | 第118条の2第2項 |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第118条の2第3項 |
| 適・否 | 33 定員の遵守 | 　入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。　ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第119条 | ・入所児童数に関する書類・業務日誌・指定入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 34 非常災害対策 | ⑴　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第120条第1項 | ・消防用設備等設置届・消防計画（消防計画に準ずる計画）・非常災害時対応マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵ 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第120条第2項 | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | ⑶　⑵に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第120条第3項 |
| 適・否 | 35 安全計画の策定 | ⑴ 障害児の安全の確保を図るため、指定福祉型障害児入所施設ごとに、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第120条の2第1項 | ・送迎の記録・車両運行管理簿・勤務表・安全計画 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 第120条の2第2項 |
| 適・否 | ⑶　定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 | 第120条の2第3項 |
| 適・否 | 36　自動車を運行する場合の所在の確認 | 障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。 | 第120条の3 | ・送迎の記録・車両運行管理簿・勤務表 |
| 適・否 | 37 衛生管理等 | ⑴　障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第121条第1項 | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 第121条第2項 |
| 適・否 | ⑶　当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定福祉型入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。②　当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第121条第3項 | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・研修及び訓練の実施記録 |
| 適・否 | ⑷　障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしているか。 | 第121条第4項 | ・入浴、清しきに関する記録 |
| 適・否 | 38 協力医療機関等 | ⑴　障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 第122条第1項 | ・協力医療機関との契約書 |
| 適・否 | ⑵　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 第122条第2項 |
| 適・否 | ⑶　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。 | 第122条第3項 |  |
| 適・否 | ⑷　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 | 第122条第4項 |  |
| 適・否 | 39 掲示 | 　当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第123条第1項及び第2項 | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 40 身体拘束等の禁止 | ⑴　指定入所支援の提供に当たっては、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。ただし、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。 | 第124条第1項 | ・入所支援計画・移行支援計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修の実施記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴のただし書の規定により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第124条第2項 |
| 適・否 | ⑶　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化の為の指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第124条第3項 |
| 適・否 | 41 虐待等の禁止 | ⑴　障害児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。※　児童福祉法第33条の10　①　被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。　②　被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。　③　被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。　④　被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | 第125条第1項 | ・入所支援計画・移行支援計画・指定入所支援の提供に関する記録・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑵　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第125条第2項 |
| 適・否 | 42 秘密保持等 | ⑴　指定福祉型障害児入所施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第127条第1項 | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第127条第2項 |
| 適・否 | ⑶　指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 | 第127条第3項 | ・情報提供に係る同意書 |
| 適・否 | 43 情報の提供等 | ⑴　当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第128条第1項 | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する決まり・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。 | 第128条第2項 |
| 適・否 | 44 利益供与等の禁止 | ⑴　障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第129条第1項 | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第129条第2項 |
| 適・否 | 45 苦情解決 | ⑴　その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第130条第1項 | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第130条第2項 | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力しているか。この場合において、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第130条第3項 | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　市長からの求めがあった場合には、⑶の改善の内容を市長に報告しているか。 | 第130条第4項 | ・本市に対する改善報告等の控え |
| 適・否 | ⑸　運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第130条第5項 | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 46 地域との連携等 | 　その運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。 | 第131条 | ・事業計画等・地域都の活動の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | 47 事故発生時の対応 | ⑴　障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第132条第1項 | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | ⑵　⑴の事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第132条第2項 |
| 適・否 | ⑶　障害児に対する指定入所支援の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第132条第3項 | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 48 会計の区分 | 　当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | 第133条 | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 49 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第134条第1項 | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　入所支援計画及び移行支援計画②　指定入所支援の提供の記録③　入所給付決定保護者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第134条第2項 | ・入所支援計画・移行支援計画・指定入所支援の提供に関する記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記5及び9⑴を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第247条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等（児童福祉法）** |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第25条の22第1項に定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、入所給付決定保護者等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の3カ月前までに本市へ辞退届の提出が必要です。 | 法第24条の13第3項 | ・届出書等の控え　 |
| 適・否 |  | ⑵　指定を辞退しようとするときは、その辞退の日の3カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第24条の14 |
| **第6　障害児入所給付費の算定及び取扱い****（告示：児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号））****（留意事項：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年障発0330第16号））****（法：児童福祉法）** |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」第1（重度障害児支援加算、重度重複障害児支援加算、自活訓練加算を除く。）により算定する単位数に「こども家庭庁長官が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）」を乗じて得た額に、別表第1（重度障害児支援加算、重度重複障害児支援加算、自活訓練加算）により算定する単位数に10円を乗じて得た額を加えた額となっているか。ただし、その額が現に当該入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額となっているか。 | 告示1及び法24条の2第2項 | ・障害児入所給付費等請求書・障害児入所給付費等明細書・サービス提供実績記録票　 |
| 適・否 | 　 | ⑵　⑴の規定により、指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示2 |
| 適・否 | 2 福祉型障害児入所施設給付費 | 　指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注1 | ・障害児入所給付費等請求書・障害児入所給付費等明細書・サービス提供記録実績票・受給者証写し・入所支援計画・指定入所支援の提供に関する書類・入所児童数に関する書類 |
| 適・否 | 3 定員超過利用減算 | 　指定福祉型障害児入所施設の障害児の数が次の①又は②に該当する場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。①　過去3月間の障害児の数の平均値が、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合②　次のア又はイに掲げる入所定員に応じ、それぞれア又はイに定める場合に該当する場合　　ア　入所定員が50人以下　1日の障害児の数が、入所定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合　　イ　入所定員が51人以上　1日の障害児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合 | 告示別表第1の1の注2⑴ | ・障害児入所給付費等明細書・入所児童数に関する書類 |
| 適・否 | 4 入所支援計画未作成減算 | 　指定入所支援の提供に当たって、入所支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、所定単位数にそれぞれ掲げる割合を乗じて得た数を算定しているか。　①　作成されていない期間が3月未満の場合　　100分の70　②　作成されていない期間が3月以上の場合　　100分の50 | 告示別表第1の1の注2⑵ | ・障害児入所給付費等明細書・入所支援計画 |
| 適・否 | 5 身体拘束廃止未実施減算 | 次のいずれかに該当する場合、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　①　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入所児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合　②　次に掲げる措置を講じていない場合　　ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　　イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　　ウ　身体拘束等の適正化の為の研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 告示別表第1の1の注3 | ・障害児入所給付費等明細書・入所支援計画・身体拘束が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修実施報告 |
| 適・否 | 6　虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 告示別表第1の1の注3の2 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 7　業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算しない。①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第1の1の注3の3 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 8　情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第1の1の注3の4 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 9 日中活動支援加算 | 　以下の基準（※1）に適合するものとして市長に届け出た事業所において、以下の基準（※2）に適合する指定入所支援を行った場合に、日中活動支援加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。※1　専任の職業指導員（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事していた者に限る。）を1以上配置していること。※2 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　 ①　職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、指定福祉型障害児入所施設に入所する障害児に係る将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮した日中活動計画を作成していること。　 ②　当該施設における日ごとの日中活動計画に基づき、計画的に指定入所支援を行うとともに、障害児の状態を定期的に記録していること。　 ③　当該施設における日ごとの日中活動計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 | 告示別表第1の1の注4留意事項第三の⑴② | ・障害児入所給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・対象障害児数に関する書類・指定入所支援の提供に関する書類 |
| 適・否 | 10 重度障害児支援加算 | 　以下の基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、重度障害児（次の⑴に規定する障害児、次の⑶及び⑸に規定する盲児又はろうあ児並びに⑺に規定する肢体不自由児をいう。）に対し、指定入所支援を行った場合（⑴、⑵又は⑺については、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。　ただし、「12 強度行動障害児特別支援加算」が算定される場合は、加算しない。㈠　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準　　次の①から⑦までに掲げる基準（「30 小規模グループケア加算」を算定している事業所にあっては、①から③まで、⑤及び⑦に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は⑧に適合すること。　①　以下の⑴又は⑵の規定に該当する障害児（以下「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）第48条第1号、第2号及び第7号から第9号までに定めるもののほか、支援室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の支援にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。　②　加算の対象となる障害児の居室は、1階に設けることとするほか、次のア及びイに掲げる基準に適合すること。　　ア　1室の定員は、4人以下とし、障害児1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は4人を標準とし、障害児1人当たりの床面積は、収納設備等を除き3.3平方メートル以上とすること。　　イ　必要に応じ、1人用居室及び2人用居室を設けることとし、1人用居室の1室の床面積は6.6平方メートル以上、2人用居室の1室の床面積は9.9平方メートル以上とすること。　③　便所の数は、男子5人につき大便所及び小便所各1以上、女子5人につき1以上とすること。　④　重度障害児入所棟の定員は、おおむね20人以上とすること。　⑤　重度障害児入所棟は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならないこと。　⑥　重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。　⑦　重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。　⑧　当分の間、市長が適当と認めた施設については、①から⑦までの施設基準を満たすものとみなすことができるものとすること。㈡　主として肢体不自由児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準　　次の①又は②に掲げる基準のいずれかに適合すること。　①　以下の⑺の規定に該当する肢体不自由児（以下「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であって、設備運営基準第48条第1号、第5号から第9号までに定めるもののほか、次のアからコまでに掲げる基準（「30 小規模グループケア加算」を算定している事業所にあっては、アからカまで、ク及びケに掲げる基準）のいずれにも該当すること。　　ア　重度肢体不自由児の居室は、1人当たりの面積を4.95平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。　　イ　浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあっては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯室にあっては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとすること。　　ウ　重度肢体不自由児入所棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。　　エ　重度肢体不自由児入所棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各居室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。　　オ　重度肢体不自由児入所棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、居室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。　　カ　重度肢体不自由児入所棟は、原則として、重度肢体不自由児入所棟以外の入所棟の入所定員が50人以上である入所棟を有する主として肢体不自由児を入所させる事業所に設置するものとすること。　　キ　重度肢体不自由児入所棟の入所定員は、おおむね20人から30人までとすること。　　ク　重度肢体不自由児入所棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。　　ケ　重度肢体不自由児入所棟の居室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。　　コ　重度肢体不自由児入所棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。　②　当分の間、市長が適当と認めた施設については、①の施設基準を満たすものとみなすことができるものとすること。 | 告示別表第1の1の注5 | ・障害児入所給付費等明細書・受給者証写し・指定入所支援の提供に関する記録・入所児童に関する記録・入所児童数に関する書類・施設の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 |  | ⑴　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる事業所において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（⑵に該当する場合を除く。）①　次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたものア　食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者イ　頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者　 ②　盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの |
| 適・否 |  | ⑵　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる事業所において、⑴に規定する障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合①　6歳未満である者②　医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者③　入所後1年未満である者 |
| 適・否 |  | ⑶　主として盲児を入所させる事業所において、次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（⑷に該当する場合を除く。）①　知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの②　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの |
| 適・否 |  | ⑷　主として盲児を入所させる事業所において、⑶に規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの |
| 適・否 |  | ⑸　主としてろうあ児を入所させる事業所において、次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（⑹に該当する場合を除く。）①　知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの②　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの |
| 適・否 |  | ⑹　主としてろうあ児を入所させる事業所において、⑸に規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの |
| 適・否 |  | ⑺　主として肢体不自由児を受け入れる事業所において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合①　各種補装具を用いても身体の移動が困難である者②　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者 |
| 適・否 | （重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算） | 　10の重度障害児支援加算を算定している事業所であって、以下の基準（※1）に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、上記の⑴の①のイ又は⑶の①若しくは⑸の①に規定する者に対し、以下の基準（※2）に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算しているか。※1　従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、支援計画シート等を作成すること。※2　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　 ①　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「実践研修修了者」という。）を1以上配置し、当該者が支援計画シート及び支援手順書（以下「支援計画シート等」という。）を作成すること。②　⑴に規定する支援計画シート等に基づいた指定入所支援を行うこと。 | 告示別表第1の1の注5の2 | ・障害児入所給付費等明細書・受給者証写し・指定入所支援の提供に関する記録・入所児童に関する記録・入所児童数に関する書類・施設の平面図・設備、備品台帳・勤務表・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了証・支援計画シート・支援手順書 |
| 適・否 | 11 重度重複障害児加算 | 　「10 重度障害児支援加算」の⑴から⑺までに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童である障害児に対し、事業所において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算しているか。　ただし、「12 強度行動障害児特別支援加算」が算定される場合は、加算しない。 | 告示別表第1の1の注6 | ・障害児入所給付費等明細書・入所児童に関する記録 |
| 適・否 | 12 強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | 　以下の基準（※）に適合するものとして市長に届け出た事業所において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を加算しているか。　さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算しているか。　ただし、⑴と⑵を重複して算定することはできない。※　次の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。　①　指定福祉型障害児入所施設の職務に月に1回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を1以上配置すること。②　「第2　人員に関する基準」の「2 嘱託医」、「3 看護職員」の①、「4 児童指導員及び保育士」の⑴の①、「5 栄養士」、「6 調理員」、「7 児童発達支援管理責任者」に定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次のア又はイのいずれかに該当すること。ア　加算の対象となる障害児（以下「加算対象児」という。）の数が8人以下の事業所にあっては、2以上。イ　加算対象児の数が9人以上の事業所にあっては、2に、障害児の数が4を超えてその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。③　従業者のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。④　⑵を算定する事業所にあっては、従業者のうち中核的支援人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、③に定める支援計画シート等の作成に係る助言を行うこと。　⑤　心理担当職員を1以上配置すること。⑥　加算対象児の居室は、原則として個室とし、日常生活の支援において、自傷行為（自身を傷つける行為をいう。）、他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。）及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する状態の際に一時的に落ち着くことができる空間を設けていること。 | 告示別表第1の1の注7 | ・障害児入所給付費等明細書・受給者証写し・指定入所支援の提供に関する記録・入所児童に関する記録・入所児童数に関する書類・施設の平面図・設備、備品台帳・勤務表・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・出勤状況に関する書類等・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了証・支援計画シート・支援手順書 |
| 適・否 | ⑴　強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）以下の基準（※1）に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、以下の基準（※2）に適合する指定入所支援を行った場合※1　本市の判定に基づき、以下の行動障害の内容とその行動障害がみられる頻度等から算出した点数の合計が20点以上であると本市が認めた障害児 　①　ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為　 　（週1回以上 1点、1日1回以上 3点、1日中 5点）　 ②　ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為 　　（月1回以上 1点、週1回以上 3点、１日に頻回 5点）　 ③　激しいこだわり（週1回以上 1点、1日1回以上 3点、1日に頻回 5点）　 ④　激しい器物破損（月1回以上 1点、週1回以上 3点、1日に頻回 5点）　 ⑤　睡眠障害（月1回以上 1点、週1回以上 3点、ほぼ毎日 5点）　 ⑥　異食、過食、反すう等の食事に関する行動　 　（週1回以上 1点、ほぼ毎日 3点、ほぼ毎食 5点）　 ⑦　排せつに関する強度の障害（月1回以上 1点、週1回以上 3点、ほぼ毎日 5点）　 ⑧　著しい多動（月1回以上 1点、週1回以上 3点、ほぼ毎日 5点）　 ⑨　奇声、大声を出す等の行動（ほぼ毎日 1点、1日中 3点、絶えず 5点）　 ⑩　沈静化が困難なパニック（あり 5点）　 ⑪　他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為（あり 5点）※2　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　 ①　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「実践研修修了者」という。）を1以上配置し、当該者が支援計画シート等を作成すること。　 ②　①に規定する支援計画シート等に基づいた指定入所支援を行うこと。 |
| 適・否 | ⑵　強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）以下の基準（※1）に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、以下の基準（※2）に適合する指定入所支援を行った場合※1　⑴の※1の①から⑪までの点数の合計が30点以上であると本市が認めた障害児※2　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　 ①　中核的支援人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「中核的支援人材養成研修修了者」という。）を1以上配置し、中核的支援人材養成研修修了者又は中核的支援人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シートを作成すること。　 ②　①に規定する支援計画シート等に基づいて指定入所支援を行うこと。 |
| 適・否 | 13 乳幼児加算 | 　事業所において、乳幼児である障害児に対して指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算しているか。 | 告示別表第1の1の注8 | ・障害児入所給付費等明細書・受給者証写し |
| 適・否 | 14 心理担当職員配置加算 | 　以下の基準（※）のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　ただし、「12 強度行動障害児特別支援加算」を算定している場合は、加算しない。※　次の①から④までに掲げる基準のいずれにも適合すること。　①　「第2　人員に関する基準」の2から7までに定める従業者の員数に加えて、心理担当職員を1以上配置していること。　②　心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。　③　心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。　④　心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所が認めた障害児が5人以上いること。 | 告示別表第1の1の注9 | ・障害児入所給付費等明細書・受給者証写し・指定入所支援の提供に関する記録・入所児童に関する記録・施設の平面図・設備、備品台帳・勤務表・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・出勤状況に関する書類等 |
| 適・否 | （心理担当職員配置加算の取扱い） | 　公認心理師を1人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所（「14 心理担当職員配置加算」を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算しているか。 | 告示別表第1の1の注10 |
| 適・否 | 15 看護職員配置加算(Ⅰ)、(Ⅱ) | ⑴　看護職員配置加算(Ⅰ)「第2　人員に関する基準」に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定入所支援を行った場合に、主として指定入所支援を行う障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の1の注11 | ・障害児入所給付費等明細書・勤務表・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・出勤状況に関する書類等・指定入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　看護職員配置加算(Ⅱ)以下の基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、指定入所支援を行った場合に、主として指定福祉型障害児入所支援を行う障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ1日につき所定単位数を加算しているか。①　「主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合」及び「主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合」で看護職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の設備基準　　「2 福祉型障害児入所施設給付費」において「主として知的障害児に対し指定入所支援を行う場合」、「主として盲児に対し指定入所支援を行う場合」又は「主としてろうあ児に対し指定入所支援を行う場合」を算定する施設であって、「第2　人員に関する基準」に定める従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、かつ、医療的ケアの判定スコアのスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上であること。②　「主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合」及び「主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合」で看護職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の設備基準　　 「2 福祉型障害児入所施設給付費」において「主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合」又は「主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合」を算定する施設であって、「第2 人員に関する基準」に定める従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、かつ医療的ケアの判定スコアのスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上であること。 | 告示別表第1の1の注12 | ・障害児入所給付費等明細書・受給者証写し・利用児童に関する記録・勤務表・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・出勤状況に関する書類等・指定入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 16 児童指導員等加配加算 | 　常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、「第2　人員に関する基準」に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは以下の基準（※1）に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは以下の基準（※2）に適合する者（以下「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定入所支援を行った場合に、配置した従業者の職種等、主として指定入所支援を行う障害児の障害種別及び利用定員に応じて、それぞれ1日につき所定単位数を加算しているか。※1　次のいずれかに該当する者①　心理担当職員②　国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者※2　強度行動障害者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研　　　修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 | 告示別表第1の1の注13 | ・障害児入所給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了証 |
| 適・否 | 17 ソーシャルワーカー配置加算 | 　障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における地域に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、「第2　人員に関する基準」に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者（以下「社会福祉士等」という。）を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、それぞれ1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の1の注１４ | ・障害児入所給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 18 入院･外泊時加算(Ⅰ)、(Ⅱ) | ⑴　入院･外泊時加算(Ⅰ)　障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助における体験利用に伴う外泊を含む。以下同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合、所定単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。　 　ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。 | 告示別表第1の2の注1 | ・障害児入所給付費等明細書・サービス提供実績記録票・入所支援計画・指定入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　入院･外泊時加算(Ⅱ)障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、「第2　人員に関する基準」の2から7までに定める施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。 　　ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。 | 告示別表第1の2の注2 |
| 適・否 | 19 自活訓練加算(Ⅰ)、(Ⅱ) | 　個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市長が認めた障害児に対し、以下の基準（※1）に適合するものとして市長に届け出た事業所において、以下の基準（※2）に適合する自活に必要な訓練（以下「自活訓練」という。）を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。　また、同一の障害児について、同一の事業所に入所中1回を限度として加算しているか。※1　次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①　原則として、指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練を実施するための独立した建物を確保すること。②　自活訓練加算の対象となる障害児の居室が、次のア及びイに掲げる基準のいずれにも該当すること。　 　ア　原則として個室とすること。　　 イ　通常の家庭生活に必要な設備を設けること。※2　次の①から⑦までに掲げるいずれにも適合すること。①　自活訓練加算の対象となる障害児（以下「加算対象児」という。）に係る入所支援計画及び移行支援計画を踏まえ、加算対象児の6月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する支援のための計画（以下「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。②　自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。③　自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る入所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。　 ④　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。　 ⑤　加算対象児の退去後の住居の確保に努めること。⑥　加算対象児の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。⑦　自活訓練の開始後2年以上を経過した指定障害児入所施設にあっては、過去2年間において自活訓練を受けた障害児のうち、1人以上が退所していること。 | 告示別表第1の3の注1及び注3 | ・障害児入所給付費等明細書・サービス提供実績記録票・受給者証写し・入所支援計画・指定入所支援の提供に関する記録・自活訓練計画・訓練の記録・関係機関との連携に関する記録・退所児童に関する記録・施設の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑴　自活訓練加算(Ⅰ)自活訓練加算(Ⅱ)に該当しない場合に、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の3の注2 |
| 適・否 | ⑵　自活訓練加算(Ⅱ)自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の3の注2 |
| 適・否 | 20 入院時特別支援加算 | 　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の4の注 | ・障害児入所給付費等明細書・サービス提供実績記録票・入所支援計画・指定入所支援の提供に関する記録・訪問及び支援等に関する記録 |
| 適・否 | 21 福祉専門職員配置等加算 | ⑴　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の5の注1 | ・障害児入所給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | ⑵　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　 　ただし、この場合において、⑴を算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第1の5の注2 |
| 適・否 | ⑶　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た事業所において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、⑴又は⑵を算定している場合は算定しない。①　児童指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。②　児童指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。 | 告示別表第1の5の注3 |
| 適・否 | 22 家族支援加算 | 　施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、⑴又は⑵それぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、以下に掲げる場合に応じ、所定単位数を加算しているか。ただし、「23　地域移行支援加算」を算定しているときは、算定しない。⑴　家族支援加算（Ⅰ）①　障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。）等の居宅を訪問して相談援助を行った場合②　事業所において対面により相談援助を行った場合③　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合⑵　家族支援加算（Ⅱ）①　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合②　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 | 告示別表第1の5の2の注 | ・障害児通所給付費明細書・サービス提供実績記録票・入所支援計画・相談援助等の記録 |
| 適・否 | 23 地域移行加算 | 　入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、「第2　人員に関する基準」の2から7までに定める施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。）について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の6の注 | ・障害児入所給付費等明細書・サービス提供実績記録票・相談援助の記録・訪問及び支援等に関する記録・連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 24 移行支援関係機関連携加算 | 　移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者（都道府県、市町村及び教育機関並びに指定特定相談支援事業者又は基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。）により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の6の2の注 | ・移行支援計画・連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 25 体験利用支援加算 | ⑴　現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は上記12の⑴の基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次の①及び②のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内（⑵②にあっては、5日以内）の期間について、2回を限度として所定単位数を加算しているか。①　体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供②　体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助 | 告示別表第1の6の3の注1 | ・入所支援計画・移行支援計画・体験利用の記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の体験利用は、それぞれ次に定める活動としているか。①　体験利用支援加算（Ⅰ）　　　障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）②　体験利用支援加算（Ⅱ）　　　障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（①に定めるものを除く。） | 告示別表第1の6の3の注2 |  |
| 適・否 | 26 栄養士配置加算(Ⅰ)、(Ⅱ) | ⑴　栄養士配置加算(Ⅰ)次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。①　常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。②　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 | 告示別表第1の7の注1 | ・障害児入所給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・食事の管理に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　栄養士配置加算(Ⅱ)次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴の栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。①　管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。②　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 | 告示別表第1の7の注2 |
| 適・否 | 27 栄養マネジメント加算 | 　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市長に届け出た事業所において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　①　常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。　②　障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食･嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。　③　障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。　④　障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 | 告示別表第1の8の注 | ・障害児入所給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類・栄養ケア計画・栄養状態の記録 |
| 適・否 | 28 要支援児童加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　要支援児童加算（Ⅰ）事業所が、現に入所している者であって、要保護児童又は要支援児童であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の8の2の注1 | ・児童相談所等関係機関との会議の記録 |
| 適・否 | ⑵　要支援児童加算（Ⅱ）以下の基準（※1）に適合するものとして市長に届け出た事業所において、要保護児童又は要支援児童に対して以下の基準（※2）に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。※1　次の①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。①　心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上である者に限る。）を1以上配置していること。②　心理担当職員は、大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。③　専門的な心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。※2　心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上である者に限る。）を1以上配置し、当該心理担当職員が要保護児童又は要支援児童に係る心理支援のための計画を作成し、当該計画に基づいた心理支援を行うこと。 | 告示別表第1の8の2の注2 |
| 適・否 | 29 集中的支援加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　集中的支援加算（Ⅰ）上記12の⑴の基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると市長が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の8の3の注1 | ・広域的人材による支援の記録 |
| 適・否 | ⑵　集中的支援加算（Ⅱ）上記12の⑴の基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして市長が認めた事業所が、他の指定通所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の8の3の注2 |
| 適・否 | 30 小規模グループケア加算（Ⅰ）～（Ⅲ） | ⑴　以下の基準（※）に適合するものとして市長に届け出た事業所において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。ただし、小規模グループケア加算（Ⅲ）については、こども家庭庁長官が定める施設基準の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であって、市長が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算しているか。※　次の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。　①　「第2　人員に関する基準」の2から7に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を1以上配置すること。　②　設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。　③　保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算の対象となる障害児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。　④　加算の対象となる障害児の居室は、障害児1人当たりの床面積を4.95平方メートル以上とすること。　⑤　小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人までとすること。ただし、②の要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、市長が適当と認めたものにあっては、入所定員を10人とすることができるものとすること。　⑥　小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。 | 告示別表第1の9の注1 | ・障害児入所給付費等明細書・受給者証写し・入所支援計画・指定入所支援の提供に関する記録・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・施設の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　小規模グループケア加算（Ⅰ）については、以下の基準（※）に適合する者として市長に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき378単位を所定単位数に加算しているか。※　次の①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。　①　「第2　人員に関する基準」の2から7までに定める従業者の員数に加えて、上記⑵に規定する障害児を入所させるための設備等を有する建物における小規模グループケア（以下「サテライト型小規模グループケア」という。）の各単位において、専任の児童指導員又は保育士を3以上配置し、そのうち1以上は専任であること。　②　設備については、サテライト型小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。　③　サテライト型小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から6人までとすること。　④　サテライト型小規模グループケアの提供に当たっては、上記⑵に規定する本体施設と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある建物において行うこと。　⑤　上記⑴の③、④及び⑥に掲げる基準に該当すること。 | 告示別表第1の9の注2 |
| 適・否 | 31 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）以下の①から③のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、1月につき所定単位数を加算しているか。①　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。②　協力医療機関等との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。③　診療報酬の算定方法の区分法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号Ａ234－2に規定する感染対策向上加算（以下「感染対策向上加算」という。）若しくは医科診療報酬点数表の区分番号Ａ000に掲げる初診料の注11及び区分番号Ａ001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感　染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 | 告示別表第1の9の2の注1 | ・第二種協定指定医療機関との対応の体制の書類・感染症発生時の取り決めに関する書類・研修又は訓練に参加した記録 |
| 適・否 | ⑵　障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、指定福祉型障害児入所施設内で感染症が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして市長に届け出た事業所において、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の9の2の注2 | ・実地指導を受けた記録 |
| 適・否 | 32 新興感染症等施設療養加算 | 障害児が別にこども家庭庁長官が定める感染症（令和6年4月時点においては指定している感染症はない）に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定福祉型障害児入所支援を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の9の3の注 | ・障害児入所給付費等明細書・指定入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 33 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ） | （※⑸～⒅は令和7年3月31日までの適用とする。）　指定福祉型障害児入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⒅までに掲げる加算を算定しているか。　ただし、次の⑴から⒅までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⒅までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第1の10の注 | ・障害児通所給付費明細書・福祉・介護職員等処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書・賃金を改善したことが分かる書類・職員に周知した記録・労働保険料の領収証・研修計画・研修実施記録・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ア　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。（※令和7年3月31日までは適用しない。）イ　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理　　　指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後（※令和7年3月31日までは、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上または賃金改善後）の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エ　ウについて、全ての職員に周知していること。オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。⑩　福祉型障害児入所施設給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）⑴の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準に適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適 合すること。 |
| 適・否 | ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付　　　　費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒂　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒃　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒄　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒅　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児入所給付費等単位数表の福祉型障害児入所施設給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| **第7　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |